

国の2次補正予算（案）の概要（主なもの）

※国の公表資料や報道等をもとに作成

○雇用調整助成金の拡充（7,717億円）

〈参考資料 P1〉

- ・ 日額上限を 8,330 円→15,000 円に引き上げ
- ・ 解雇等を伴わない中小企業の助成率を 9/10→10/10 へ引上げ
- ・ 適用期間は 4/1 まで遡及、6 月末までとしていた特例期間は 9 月末まで延長

○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）の創設（5,442億円）

- ・ 雇用調整助成金に代わり中小企業の労働者が直接申請できる制度を創設、休業者に平均賃金の 80%を支給、日額上限は 11,000 円（月額で見て 33 万円）

○家賃支援給付金の創設（2兆242億円）

〈参考資料 P2〉

- ・ 中堅企業、中小企業、小規模事業者（個人事業主含）の地代・家賃負担を軽減
- ・ 単月の売上が前年同月比で△50%、又は連続する3か月間の売上が前年同期比△30%した社（者）が対象
- ・ 給付率 2/3、1 カ月当たり上限 50 万円（個人事業主は 25 万円）で 6 か月分
- ・ 複数店舗を所有する場合など、上限を超える場合は、給付上限超過額の 1/3 を給付することとし、上限 100 万円（個人事業主は 50 万円）に引上げ（最大 600 万円（100 万円×6 か月分））

○持続化給付金の対応強化等（1兆9,400億円）

〈参考資料 P3〉

- ・ フリーランスについて、これまでの主な収入を事業所得として確定申告している場合に加え、給与所得等で申告している場合も対象とする
- ・ 本年 3 月までに創業した事業者についても給付対象に加える
- ・ 上記 2 点について 6 月中旬から申請の受付を開始する予定

○持続化補助金（国）等の拡充（1,000 億円） 〈参考資料 P4〉

- ・ 持続化補助金（販路開拓等）、ものづくり補助金（設備導入）、IT 導入補助金（IT 導入）に設けた特別枠（事業費の 1/6 以上に非対面型ビジネスモデルへの転換やテレワーク環境の整備等の事業費を盛り込むもの）の補助率を 2/3 →3/4 に引き上げ
- ・ 持続化補助金、ものづくり補助金（特別枠に限る）に採択された事業について、感染防止対策（消毒等）に係る 50 万円の別枠補助（事業再開枠）を新設

○日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充（5 兆 5,683 億円）

〈参考資料 P5〉

- ・ 中小・小規模事業者向けに、日本政策金融公庫と商工中金の無利子・無担保融資規模を拡充（中小・危機 3 億円→6 億円、国民 6 千万円→8 千万円）

○民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充（3 兆 2,375 億円）

〈参考資料 P6〉

- ・ 中小・小規模事業者向けに、都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子融資の融資上限額を拡充（3 千万円→4 千万円）

○資本性資金供給・資金増強支援（1 兆 2,442 億円）

〈参考資料 P7〉

- ・ 中小・小規模事業者向けに、長期一括償還の資本性劣後ローンを供給するとともに、中小機構出資の官民連携のファンドによる出資や債権買取等を実施

○危機対応融資及び資本性劣後ローン（8,905 億円）

〈参考資料 P8〉

- ・ 長期・低利の融資を実施するとともに、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを供給

○農林漁業者の経営継続補助金の創設（200 億円）

〈参考資料 P9〉

- ・ 農林漁業者が感染防止対策を講じつつ、販路開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入、人手不足解消の取組みを支援する経営継続補助金を創設
- ・ 販路開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入等は補助率 3/4、上限 100 万円、感染防止対策については定額 10/10、上限 50 万円
- ・ 常時従業者数が 20 人以下の農林漁業者（個人及び法人）が対象

○地域公共交通の感染防止対策補助金(仮称)の創設(138億円)

- ・ 地域の公共交通を担う事業者が実施する感染防止対策を支援するため、経費の半額を補助する地域公共交通の感染防止対策補助金(仮称)を創設

○地方創生臨時交付金の拡充(2兆円)

- ・ 地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新たな生活様式」等への対応を図る観点から拡充
- ・ 家賃支援を含む事業継続や雇用維持対応分(1兆円)、「新たな生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1兆円)

○学生支援緊急給付金の創設 [5/19 予備費(530億円)使用を閣議決定済]

〈参考資料 P10〉

- ・ アルバイト収入が激減した大学生等(大学院、大学、短大、高専、専門学生、日本語学校で学ぶ留学生も含む)を対象とする「学生支援緊急給付金」を創設
- ・ 1人当たり10万円を給付、住民税非課税世帯の学生にはさらに10万円上乗せ(計20万円)
- ・ 対象学生から各大学等に申請、各大学等において審査のうえリストを日本学生支援機構に提出

〈今後のスケジュール(見込み)〉

- ・ 6月8日(月) 補正予算(案)国会提出
- ・ 6月17日(水)までの今国会会期中の成立を目指す

国の2次補正予算（案）

事業概要

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

令和2年度第二次補正予算案 7,717億円

- 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (4月1日から9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合： 10/10 (中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,330円	休業・教育訓練の助成額の上限額は 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間 (別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和 (一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合 10/10 (中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件： 1か月以上 1年以内

家賃支援給付金

令和2年度第2次補正予算案額 **2兆242億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。
- 給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等とします。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい事業者の事業継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

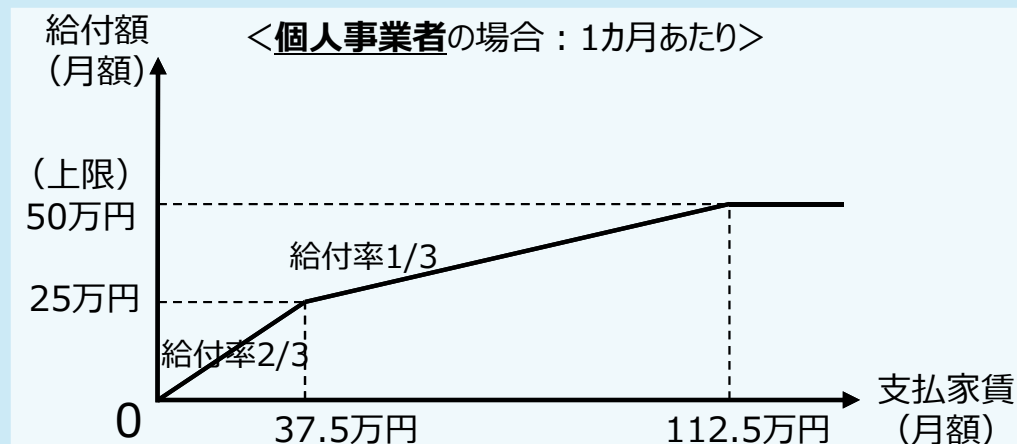
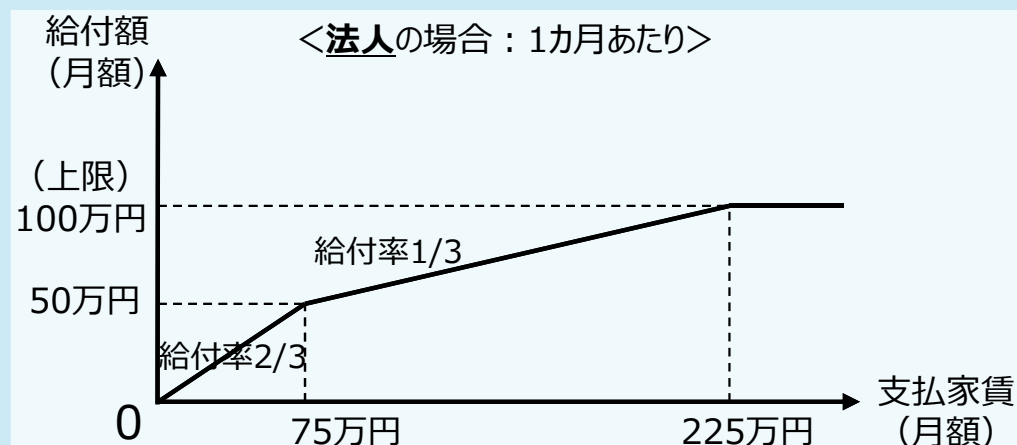


事業イメージ

5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）。給付率・給付上限額は下図の通り。



持続化給付金

令和2年度第2次補正予算案額 **1兆9,400億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者100万円を上限に、現金を給付いたします。

給付対象者：

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者

給付額：

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)

－ (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

令和2年度第2次補正予算案額 1,000億円

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業の実産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けたところです。
- 今般、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の実産再開を強力に後押しするため、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。

成果目標

- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目標します。
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の拡充内容（事業再開支援パッケージ）】

特別枠（類型B・C）の補助率を引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠（事業再開枠）を上乗せします。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B・C）
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3 → 3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※			
ものづくり補助金（設備導入）	1,000万円・1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3 → 3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10)			
IT導入補助金（IT導入）	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3 → 3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ。

【事業再開枠の対象】 ※業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費
 消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備、その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キールシステム等）、掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

【特別枠の申請要件】 ※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
 （例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
 （例：自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からEC販売へのシフト）

類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
 （例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

日本政策金融公庫等による資金繰り支援(実質無利子・無担保・既往債務借換)

令和2年度第2次補正予算案額 5兆5,683億円 <うち財務省計上2兆6,335億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫等の財務基盤を強化します。

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付等

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施します。
- 今回、特別貸付の貸付限度額及び当初3年間0.9%の金利引下げ限度額を拡充し、中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスをふくむ）の資金繰り支援に万全を期します。

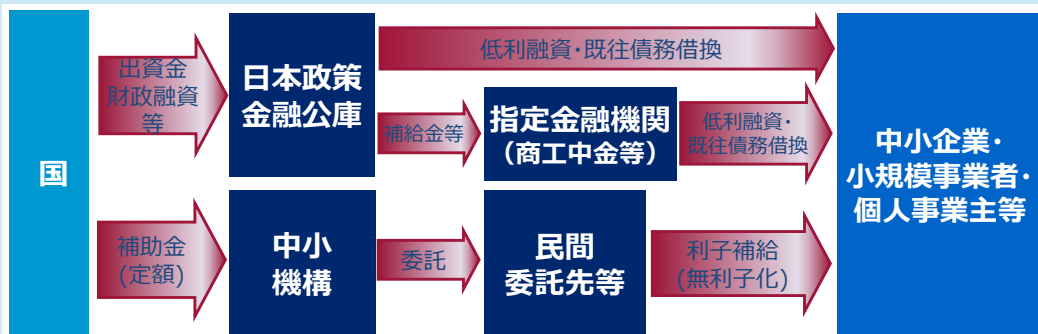
②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業 **6億円**（別枠）、国民事業 **8千万円**（別枠）
商工中金等（以下、危機対応） **6億円**

貸付利率：当初3年間 **基準利率▲0.9%**、4年目以降基準利率

中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計額

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：**5年以内** 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

補給上限：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**、当初3年間

※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

令和2年度第2次補正予算案額 **3兆2,375億円** <うち財務省計上1兆4,125億円>

事業の内容

事業目的・概要

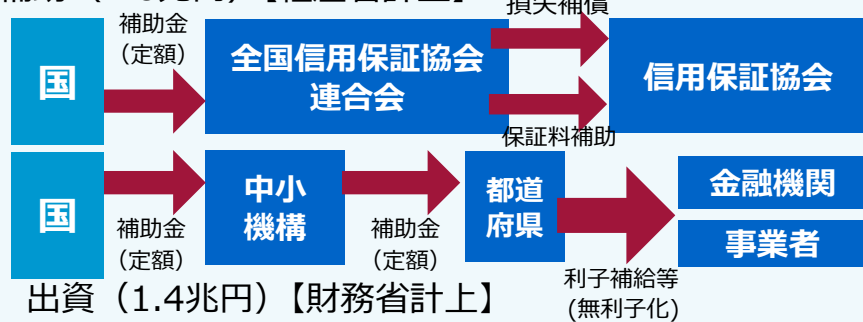
- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を令和2年5月1日より制度開始。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減し、一定の要件を満たした場合には借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。
- 今回、融資上限額を拡充し、資金繰り支援に万全を期します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (1.8兆円) 【経産省計上】



出資 (1.4兆円) 【財務省計上】



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者 (セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象)

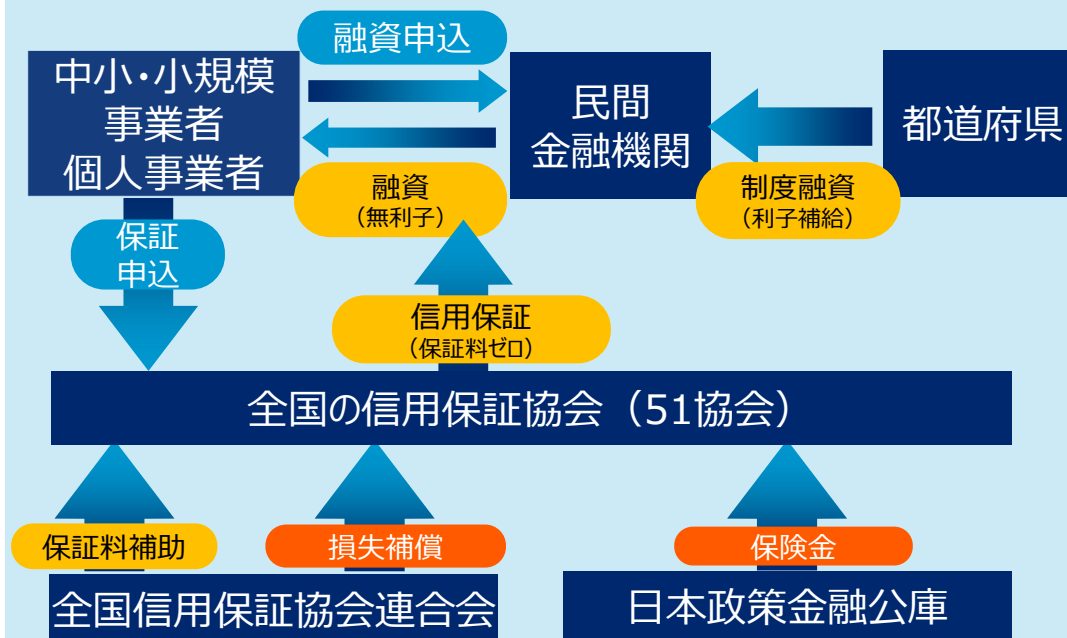
個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2

中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

融資上限額：4,000万円



中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

令和2年度第2次補正予算案額 1兆2,442億円

(1) (3) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

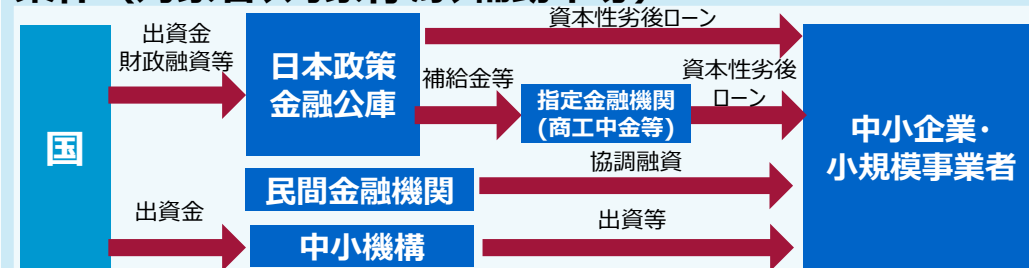
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。
- 具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫等及び商工組合中央金庫が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給します。
- また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施します。

成果目標

- 資本性ローンの実施により、民間金融機関からの更なる金融支援を促し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。
- 中小企業経営力強化支援ファンドにより、地域の核となる事業者の再生と成長、第三者承継を後押しし、地域経済の維持を図ります。
- 中小企業再生ファンドを活用した、再生計画の策定を支援することで、ハンズオンで経営改善までサポートを行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 資本性ローン

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

- 融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、①スタートアップ企業、②企業再建に取り組む企業、等
- 貸付限度：最大7.2億円（別枠）
- 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

(2) 中小企業経営力強化支援ファンド

- 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。
- また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。

(3) 中小企業再生ファンド

- 過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。
- また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援

令和2年度第2次補正予算案額 **8,905億円** <うち財務省計上7,607億円、農林水産省計上55億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者の事業継続のため、日本政策金融公庫の危機対応業務による資金繰り支援を行います。
- 日本政策金融公庫の貸付け等により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が、業況が悪化している事業者の資金繰りを支援するため、長期の融資を行います。また、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを提供します。これらの制度の実施にあたり、日本政策金融公庫が指定金融機関に利子補給を行うことで、中堅企業については▲0.5%の利下げを行います。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている事業者の資金繰りを円滑化します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 危機対応融資

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している者等

資金使途

運転資金・設備資金

適用金利

通常金利（中堅企業は当初3年間▲0.5%の利下げ）

貸出期間

設備資金：20年
運転資金：15年

貸出限度

上限なし

(2) 資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します。

※中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利下げ

※「中堅企業」：資本金10億円未満であって中小企業者以外の法人

※商工組合中央金庫は危機対応業務の枠組みにおいて、中小企業・小規模事業者の支援も実施。詳細は「日本政策金融公庫等による資金繰り支援」PR資料を参照

1 経営継続補助金

【令和2年度第2次補正予算額 20,037百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、**感染拡大防止対策**を行いつつ、**販路回復・開拓**や**事業継続・転換**のための**機械・設備の導入**や**人手不足解消の取組**を総合的に支援することによって、**地域を支える農林漁業者の経営の維持**を図ります。

<事業目標>

地域を担う農林漁業者の経営の継続（令和3年度までに利益又は売上が増加する農林漁業者の割合が80%以上）

<事業の内容>

<事業イメージ>

○対象者

農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数は20人以下のもの

○対象となる取組・補助率

(1) 農協、森林組合、漁協等の「経営支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む**経営の維持に向けた取組**を支援。
【補助率 3/4（補助上限額は100万円）】

- ① 国内外の販路の回復・開拓
- ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
- ③ 円滑な合意形成の促進等

※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「非接触型の生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。

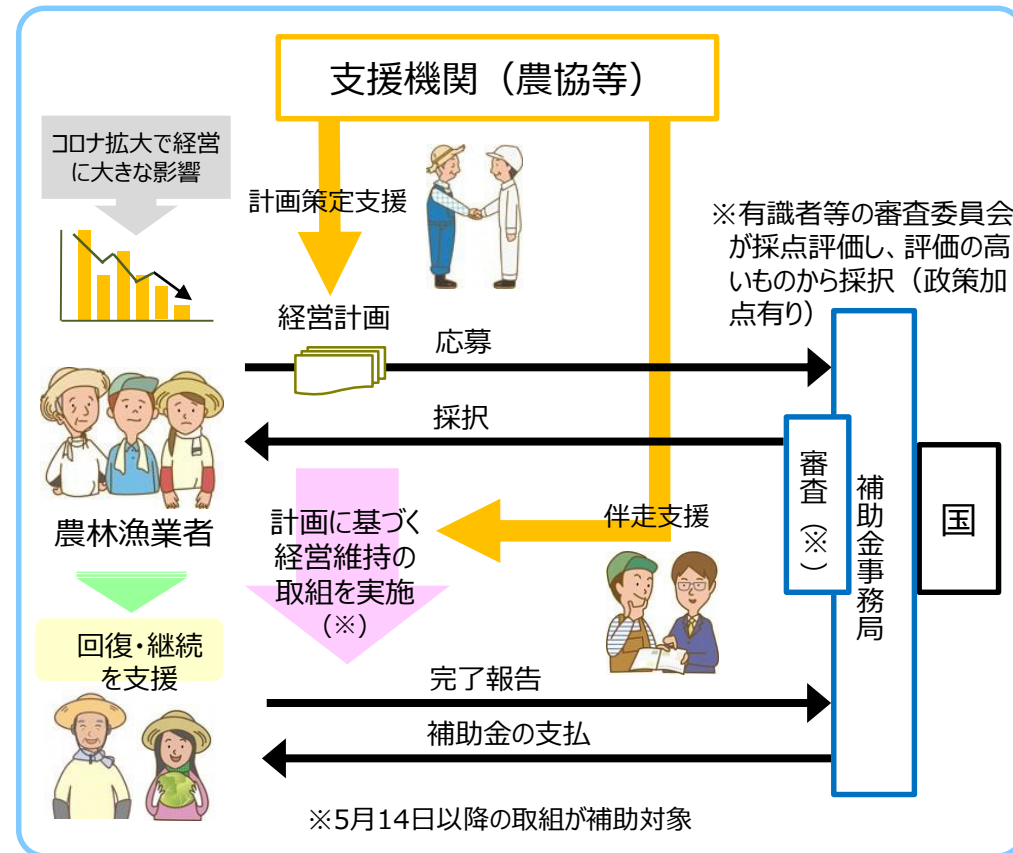
(2) 事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策
【補助率 定額（(1)の補助額が上限。ただし50万円まで）】

○留意点

本事業は、**給付金ではありません**。一定の行為に対して補助するものであるため、**自己負担が発生**します。例えば、(1)につき100万円、(2)につき50万円、合わせて**最大150万円の補助**を受ける場合の**自己負担は約33万円**となります。

(共同申請では、**最大1,500万円の補助**を受ける場合の**自己負担は約330万円**)

<事業の流れ>



「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設

背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となってきている。
- これら経済的困難な学生等に対しては、本年4月に開始した高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応や大学等に対する授業料納付の延期、各大学独自減免措置への支援等の対応をとってきているところ。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定され、これに対する対応を早急に検討する必要あり。

➡ **将来の経済社会基盤を確保する観点から「学びの継続」のために必要な「学生支援緊急給付金」を創設**

事業の概要

○事業のポイント

- 特に家庭から自立した学生等において、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイトの減・解雇等突然の収入減による「学びの継続」の危機を抱える状況を踏まえ、**より早く現金が手元に届くスピード重視の制度設計**
- 上記学生等を取り巻く経済環境の激変への対策とともに新型コロナウイルス感染症の長期化も見据えた「学びの継続」のためのこれまでの支援策との連携

◇ **対象学生：国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校** ※留学生を含む
(日本語教育機関を含む)

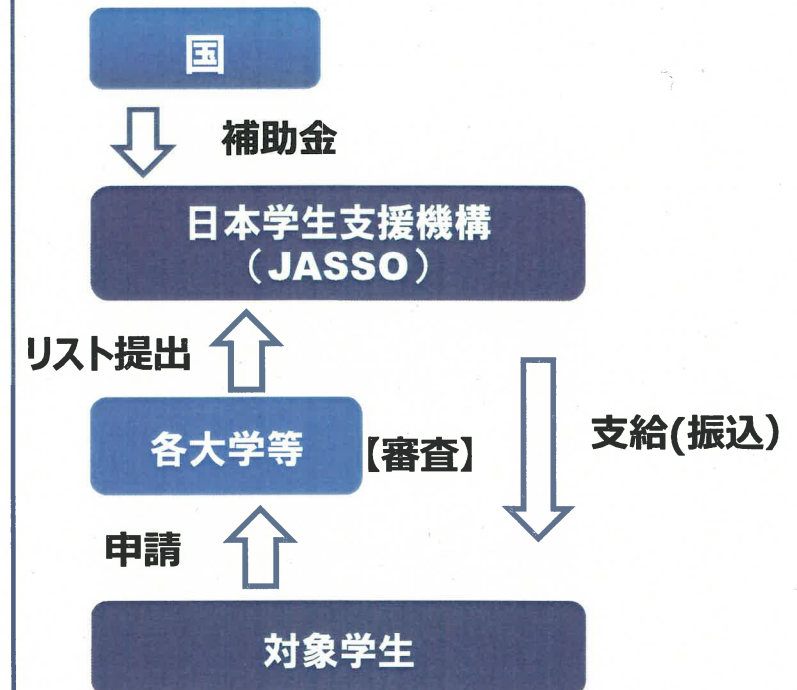
家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているもの

◇ **対象者：約43万人**

◇ **給付額：住民税非課税世帯の学生 20万円**
上記以外の学生 10万円

◇ **所要額：約530億円**

事業スキーム



「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』：対象学生要件

支援対象となる学生の要件

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定していますが、**最終的には、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこと**としています。

1. 以下の①～⑥を満たす者

(1) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

- ① 家庭から多額の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている（自宅生も可）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

- ⑤ アルバイト収入が大幅に減少していること（▲50%以上）

(3) 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

- ⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと

- イ) 修学支援新制度の区分Ⅰ（住民税非課税世帯）の受給者（今後申請予定の者を含む。以下同じ）
- ロ) 修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ（住民税非課税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、無利子奨学金を限度額（月額5～6万円）まで利用している者（今後利用予定の者を含む。以下同じ）
- ハ) 世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している者
- 二) 要件を満たさないため新制度又は無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用予定の者

※留学生については⑥に代わり、日本学生支援機構の学習奨励費制度の要件等を踏まえることとする

- イ) 学業成績が優秀な者であること（前年度の成績評価係数が2.30以上）
- ロ) 出席率が8割以上であること
- ハ) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学料・授業料等は含まない。）
- 二) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

2. 1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者